企業経営に役立つ給与・労務情報満載！

communis 通信

発行:コムニスサポート有限会社
〒343-0816 埼玉県越谷市弥生町3-33-4階
TEL:048-940-5246 FAX:048-940-5247
E-mail: info@cmns.jp

新型コロナウィルス関連助成金

新型コロナウィルス第7波の急拡大に伴い、一部の給付金・助成金の特例措置が9月30日まで延長されました。今月は、事業主が受給できる助成金のポイントを再度ご案内します。

【雇用調整助成金】

新型コロナの影響により事業縮小を余儀なくされ、一時的に休業や出向等を行う場合に支給されます。助成額は、休業手当等の最大10/10（日額最大15,000円）です。
◎雇用保険に加入していない従業員、採用後１日も勤務していない従業員も対象

【小学校休業等対応助成金】

下記の①または②の子の世話を行うことが必要になった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた場合に支給されます。
助成額は、休暇中に支払った賃金総額の全額（日額最大15,000円）です。

① 新型コロナウィルス感染防止策として、臨時休業した小学校等※に通う子
② 風邪症状など新型コロナウィルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

※小学校、高校までの特別支援学校、学童保育、幼稚園や保育所など（中・高校生は対象外）

【トライアル雇用助成金】

新型コロナの影響で離職し、就労経験のない職業に就くことを希望する求職者を試行的に雇用した場合に最大５万円／月（最長３ヶ月）が支給されます。

【特例】後期高齢者医療制度の傷病手当金　※適用期間は令和４年９月30日まで延長

本来、後期高齢者医療保険には傷病手当金の制度がありません。しかし、新型コロナウィルスに感染または発熱等の症状があり感染が疑われたため仕事を休み、給与の全部または一部を受けることができなかった加入者に対して傷病手当金を支給する自治体があります。該当する方は、お住いの自治体に問い合わせしてみましょう。

ここがポイント！

◆ １日あたりの支給額：（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数）×（2/3）×（支給対象となる日数）※上限30,887円

◆ 支給対象日数：3日間連続して休んだ後、4日目以降の就労を予定していた日数

★ 最新の情報に関しましては、コムニスサポートまでお問い合わせください。